

平成27年度における九州地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月14日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,351名（製造委託等1,635名、役務委託等716名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者10,500名（製造委託等7,203名、役務委託等3,297名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注）「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
平成27年度		39,101	2,351	214,000	10,500
	製造委託等	26,559	1,635	151,499	7,203
	役務委託等	12,542	716	62,501	3,297
平成26年度		38,982	2,360	213,690	10,697
	製造委託等	25,935	1,646	152,504	7,544
	役務委託等	13,047	714	61,186	3,153
平成25年度		38,974	2,261	214,044	10,485
	製造委託等	26,217	1,548	148,332	6,679
	役務委託等	12,757	713	65,712	3,806

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は347件（製造委託等249件、役務委託等98件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが339件（製造委託等242件、役務委託等97件）、下請事業者等からの申告によるものが8件（製造委託等7件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は348件（製造委託等247件、役務委託等101件）であり、このうち、措置（勧告又は指導）を講じた件数（以下「措置件数」という。）は、指導が344件（製造委託等246件、役務委託等98件）である。主な指導事件の概要は別紙1のとおりである。

ウ 都道府県ごとの措置件数

九州事務所管内を含む全国の都道府県ごとの措置件数は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置 ^(注)			不問	計	
						勧告	指導	小計			
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271	
	九州	339	8	0	347	0	344	344	4	348	
	製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		九州	242	7	0	249	0	246	246	1	247
	役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		九州	97	1	0	98	0	98	98	3	101
	平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
		九州	341	2	0	343	2	336	338	2	340
製造委託等		全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		九州	240	1	0	241	2	237	239	2	241
役務委託等		全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		九州	101	1	0	102	0	99	99	0	99
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425	
	九州	327	8	0	335	1	332	333	2	335	
	製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
		九州	187	5	0	192	1	190	191	1	192
	役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
		九州	140	3	0	143	0	142	142	1	143

(注) 措置を講じた事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で548件となっており、このうち、製造委託等に係るものが389件、役務委託等に係るものが159件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は297件（類型別件数の延べ合計の54.2%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが214件、役務委託等に係るものが83件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は251件（類型別件数の延べ合計の45.8%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が184件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の73.3%）、②買ったたきが40件（同15.9%）、③下請代金の減額が14件（同5.6%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は175件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が127件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の72.6%）、②買ったたきが29件（同16.6%）、③下請代金の減額が9件（同5.1%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は76件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が57件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の75.0%）、②買ったたきが11件（同14.5%）、③下請代金の減額が5件（同6.6%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	九州	257	40	297	0	184	14	0	40	2	2	1	8	0	0	251	548	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		九州	186	28	214	0	127	9	0	29	0	2	1	7	0	0	175	389
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		九州	71	12	83	0	57	5	0	11	2	0	0	1	0	0	76	159
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	九州	254	41	295	6	196	24	6	59	1	3	7	8	2	0	312	607	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		九州	186	32	218	6	140	17	6	48	1	3	6	8	2	0	237	455
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		九州	68	9	77	0	56	7	0	11	0	0	1	0	0	0	75	152
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	九州	284	70	354	6	138	12	5	10	15	3	6	2	12	0	209	563	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		九州	166	36	202	4	67	7	5	5	9	3	3	1	4	0	108	310
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		九州	118	34	152	2	71	5	0	5	6	0	3	1	8	0	101	253

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者15名から、下請事業者173名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額251万円相当の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 136 名に対し、224 万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
	平成27年度	全国	93名	4,405名
九州		6名	136名	224万円
平成26年度	全国	108名	2,253名	4億499万円
	九州	6名	103名	1億2658万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	九州	2名	6名	114万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 37 名に対し、27 万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額
	平成27年度	全国	124名	2,857名
九州		9名	37名	27万円
平成26年度	全国	91名	1,783名	6299万円
	九州	2名	46名	390万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	九州	4名	34名	93万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成27年度における九州事務所の状況は次のとおりである。

1 下請法に係る講習会

(1) 「下請法基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得する

ことを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 27 年度においては、同講習会を 7 県 7 会場で実施した。

(2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定めているところ、九州事務所は、九州経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施するなど下請法の普及・啓発に努めている。

平成 27 年度においては、同講習会を 7 県 9 会場（うち公正取引委員会主催分は 4 県 5 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

九州事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成 27 年度においては、228 件（下請法 201 件、優越的地位の濫用規制 27 件）に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 27 年度においては、同相談会を 3 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 27 年度における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員は 21 名である。

平成 27 年度においては、7 月から 8 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

九州事務所では、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 27 年度においては、事業者団体へ 3 回講師を派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。

平成 27 年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延(第 4 条第 1 項第 2 号)

- ① 葬儀サービスにおける礼状の印刷を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月 25 日支払」の支払制度を採っているため、一部の下請代金については、最長 26 日の支払遅延が生じることとなった。【製造委託等】
- ② 自動車の修理を下請事業者に委託している B 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。【製造委託等】
- ③ 消防用設備の保守点検を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。【役務委託等】

2 下請代金の減額(第 4 条第 1 項第 3 号)

- ① 鉄鋼製品の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、「売上調整金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。【製造委託等】
- ② 貨物の運送を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、「手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。【役務委託等】
- ③ 船舶の設計図の作成を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。【役務委託等】

3 購入・利用強制(第 4 条第 1 項第 6 号)

- 土産用の加工食品の包装箱の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、自社の宿泊施設内のレストラン食事券及びディナーショーチケットを購入させていた。【製造委託等】

4 有償支給原材料等の対価の早期決済(第 4 条第 2 項第 1 号)

- 温度制御用機器の製造を下請事業者に委託している H 社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。【製造委託等】

措置件数（5,984件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地区	都道府県	件数	割合	
北海道地区	北海道	184	(3.1)	
東北地区	青森県	39	(0.7)	
	岩手県	49	(0.8)	
	宮城県	68	(1.1)	
	秋田県	29	(0.5)	
	山形県	59	(1.0)	
	福島県	59	(1.0)	
	東北地区計		303	(5.1)
関東甲信越地区	茨城県	60	(1.0)	
	栃木県	58	(1.0)	
	群馬県	69	(1.2)	
	埼玉県	160	(2.7)	
	千葉県	107	(1.8)	
	東京都	1,800	(30.1)	
	神奈川県	264	(4.4)	
	新潟県	98	(1.6)	
	山梨県	29	(0.5)	
	長野県	85	(1.4)	
関東甲信越地区計		2,730	(45.6)	
中部地区	富山県	45	(0.8)	
	石川県	59	(1.0)	
	岐阜県	78	(1.3)	
	静岡県	126	(2.1)	
	愛知県	291	(4.9)	
	三重県	47	(0.8)	
	中部地区計		646	(10.8)
近畿地区	福井県	49	(0.8)	
	滋賀県	67	(1.1)	
	京都府	154	(2.6)	
	大阪府	716	(12.0)	
	兵庫県	220	(3.7)	
	奈良県	23	(0.4)	
	和歌山県	32	(0.5)	
	近畿地区計		1,261	(21.1)
	中国地区	鳥取県	31	(0.5)
		島根県	34	(0.6)
岡山県		110	(1.8)	
広島県		138	(2.3)	
山口県		51	(0.9)	
中国地区計			364	(6.1)
四国地区	徳島県	18	(0.3)	
	香川県	37	(0.6)	
	愛媛県	39	(0.7)	
	高知県	18	(0.3)	
	四国地区計		112	(1.9)
九州地区	福岡県	177	(3.0)	
	佐賀県	21	(0.4)	
	長崎県	30	(0.5)	
	熊本県	37	(0.6)	
	大分県	30	(0.5)	
	宮崎県	19	(0.3)	
	鹿児島県	30	(0.5)	
	九州地区計		344	(5.8)
	沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)
全国計		5,984	(100)	

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) () 内の数値は全国計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

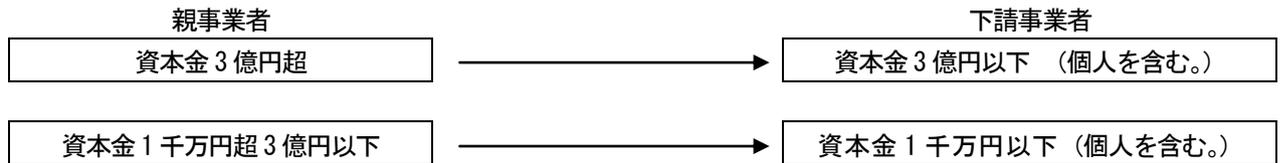
下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

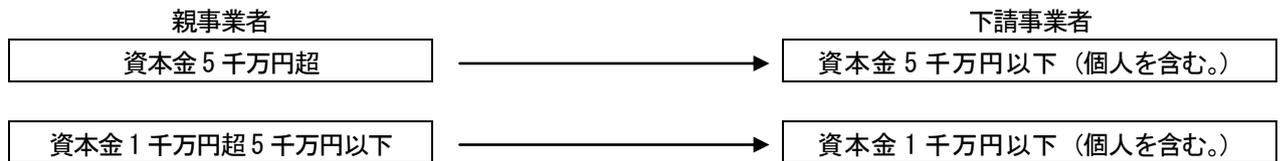
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ロ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (ハ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ロ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (ハ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (ニ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (ホ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (ヘ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ロ) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (セ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (ス) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ソ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）